

ID: 1285

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	高齢受給者証の交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第1項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第7条の4第1項の規定による。 (高齢受給者証の交付等) 第7条の4 市町村は、法第42条第1項第3号又は第4号の規定の適用を受ける被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、当該被保険者に係る様式第1号の2の2による被保険者証を交付した場合を除き、様式第1号の4又は様式第1号の5による一部負担金の割合を記載した証（以下「高齢受給者証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日